

2004年10月29日

経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護
ガイドライン案についての経済産業省によるパブリック・コメントの求めに応じる
在日本米国商工会議所(ACCJ)
プライバシー・タスクフォース及び金融サービス委員会の
意見答申

ACCJは、個人情報の保護に関する法律(以下「基本法」という)についての経済産業分野における信用分野を対象としたガイドライン草案(「本ガイドライン」という)について論評する機会を与えられたことに感謝致します。我々は、この機会に、経済産業省(「経産省」)が本ガイドライン草案作成過程の透明性を高められていることを賞賛致したいと存じます。ACCJは、個人のプライバシーとして正当に期待される内容を保護するために基本法が必要かつ健全な処置であると感じておりますが、またその一方で個人データを取り扱う会社がビジネスの現実にあわせてその運用を組み立てる柔軟性をもつ必要があることを考慮しております。各省庁により公布される予定のガイドラインは、基本法の一般的な規定を解釈する際に不可欠となるはずであり、個人情報保護の保護に加えて情報の適切かつ効率的な利用の価値に及ぶ基本法の適切なバランスに従うべきものです。このような考えをもって、ACCJは、ガイドライン草案について以下の意見を申し述べたいと存じます。

省庁間の調整

基本法の枠組の下では諸省庁が特定分野のためのガイドラインを定める責任があります。故に、これらガイドラインの作成に際しては省庁間の強力な調整が規則とガイドラインの相反を避けるために不可欠です。例えば、本ガイドラインにおける義務と金融庁ガイドラインにおける義務が与信事業者に対して同様に適用されるのか不明確です。さらに、本ガイドラインと厚生労働省ガイドラインとの間に生じる矛盾の対処方法が不明確です。特に、すべての省庁が作成するガイドラインが互いに整合性のあるものであることが重要となるでしょう。すべての省庁がそのそれぞれのガイドラインで用いている定義及び用語、並びに課している義務が、すべてのガイドラインを通じて一貫しているべきです。また、履行の強制の過程で省庁間の強力な調整があることも重要でしょう。複数の省庁が重複して管轄を有する場合は、省庁は、見解を統一し、共通の決定又は判断を下すべきです。事業者は、省庁間の差異を解決する責任を負わされるべきではありません。可能な範囲で、かかる決定又は判断は公表され、公開されて、事業者が諸省庁の解釈を理解し、その事業を組織的に進める際にかかる解釈に信頼できるようにするべきです。経産省は、諸省庁間で予め内容が調整された「ノーアクション・レター」

の手続きを積極的に用いるように他の省庁と協働して、これにより事業者が諸省庁と相談し、かかる事業者に対する行政措置をとらないとの省庁の決定を信頼することができるようにすべきです。かかる手続きは、基本法及びその関連のガイドラインを執行するための透明で予見可能なシステムを促進するために不可欠のものです。

本ガイドライン草案の実体的規定

与信事業者の定義(II.1(3-2)項)

本ガイドラインにおいては、事業者が従事している多くの販売事業又はリース事業のほんの一部として、割賦販売、ローン提携販売又は割賦購入あっせん(以下、総称して「割賦販売」という)を行うに過ぎない事業者が、割賦販売以外の取引に従事する場合、本ガイドラインを遵守しなければならないのか不明確です。事業者が割賦販売以外の取引を主に行っている場合、本ガイドラインを当該事業や取引に適用することは不当な負担をかけることとなります。よって、我々は、経産省に対して、事業者が割賦販売を実際に行っているときにおいてのみ、そして、割賦販売の事業に関してのみ、「与信事業者」の定義に該当し、本ガイドラインを遵守しなければならないことを明確にするよう求めます。

本人の同意の定義(II.1(10)項)

基本法は、ほとんどの状況で、オプトアウト同意が適当であると規定しています¹。対照的に、本ガイドラインは、基本法がオプトアウト同意を受け入れることができると規定している多くの場合に、オプトイン同意を要求しているという点で、基本法と矛盾していると思われます。オプトアウト同意は消費者を保護し、不当な負担を事業者にかけないものですので、かかるオプトアウトを可能な限り活用していただくよう謹んでお願い申し上げます。

また、オプトイン同意が必要な場合、我々は、経産省に対して、書面の場合、署名・押印を求めること及び確認欄をもうけること(本項において記載されている例)の両方ではなく、このうち、どちらか一方の方法で本人の同意を得ることが十分であることを明確にするよう求めます。我々はさらに、経産省に対して、本人が未成年、学生又は配偶者である場合であって、その本人の親又は配偶者の個人情報を収集する場合、親又は配偶者の同意を得ることも必要かどうか明確にするよう求めます。

利用目的の特定(II.2(1)①項)

¹ 例えば、基本法の第18条第3項では、先に収集された情報の利用目的が変更された場合、企業は、新たな利用目的について、本人に対して通知するか、又は公表をすれば足りると規定しています。これはオプトアウト同意に相当するもので、個人によるいかなる積極的行動も必要とされません。同様にして、第23条では、一般的な事項として、個人情報は、本人の同意なく第三者に提供されるべきではないと規定しています。しかしながら、第23条第2項では、個人に通知がなされた場合、当該個人が個人情報を第三者に提供しないように求める権利を有している限り、個人情報を第三者に開示することができるというオプトアウトを定めています。

本人との契約締結後に個人情報共同利用される場合、実際の契約書に共同利用の目的を詳細に記載することは多くの場合困難です。よって、我々は、経産省に対して、与信事業者が情報をウェブサイトに掲載したり別の書面にて参照可能にするなどして、本人を「容易に知りえる状態」に置くことで、個人情報の共同利用を許可することを求めます。

また、本ガイドラインに記載されている例では、与信事業者は個人情報を共同利用する個別企業名を列挙しなければならないとあります。これは煩瑣であり、過度に負担をかけるものです。与信事業者によっては、個別企業名ではなく、事業分野や役職を列挙できるようにすべきです。

機微情報(II.2(1-2)項)

本ガイドラインは、機微情報(「政治的見解、信教(宗教、思想、信条)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴」として定義されます)の収集を禁止しています。これら本ガイドラインが与信事業者の職員(すなわち、従業員及びその他の労働者)に適用されるとすれば、かかる禁止は、雇用データについての厚労省のガイドラインと直接に矛盾することがあり得ます。機微情報の収集を禁止することは、厚労省のガイドラインに抵触する上に、重大な問題を生ずるでしょう(例えば、金融機関が、身元調査を行い、おそらくは生命保険又は健康保険を提供又は管理し、障害者を收容し、申込者のフロー・データを収集し、労働組合の組合費の集金及び支払いをなし、配偶者への給付を提供することができなくなったり、医療機関や医療組合を介したローンの提供を制限したり、特定の慈善団体への照会及び寄付をすることが制限されることとなります。)。また、機微情報の収集は、障害を有する顧客に対してより良いサービスを提供するために必要かもしれません。

これらの制約は、とりわけ与信事業者が貸付け業務を担当する従業員がその責務にふさわしいことを確保する要件(例えば、貸金業法第24条の7、第13条の3)に照らして、問題となり得るものです。故に、本ガイドラインは次のことを行うべきです。すなわち、(1)雇用の状況においては、かかる情報の収集及び選択的な使用を明示に許可すること、(2)かかる使用が「法令に基づく」収集の例外にあたることを明確にすること、(3)金融機関の従業員及び労働者の個人情報には適用されないものとする、又は(4)オプトアウト同意に基づく顧客のための機微情報の収集を許可すること。

「法令に基づく」収集の例外には、外国の法律又は規則も含まれるべきです。

直接書面等による取得(II.2(2)③項)

基本法第18条第2項は利用目的の明示を要求している条項なので、本人の同意についてのみ触れられている本セクションはわかりずらいと思われます。我々は、経産省に対して、本人の同意の取得と利用目的の明示との関係を明確にすることを求めます。

個人データの管理(II.2(3)項)

ガイドラインの対象となる機密管理措置、従業員監督対策及び受託者監督対策は、ハイレベルなものであるべきで、特定かつ詳細なセキュリティ上の義務を包含するものであってはなりません。草案に述べられている、これらの対策はあまりにも詳細にわたるものです。「最良の慣行」の基準として具体例を提示し、与信事業者が、これらの提示に従わなければならない法律又は規制上の義務を有するものではないことをガイドラインで明確に定めるべきです。

組織的安全管理措置⑧に関しては、多くの外資系企業が、親会社による極めて厳格な監査を受けておりますので、経産省は、与信事業者が、適切な内部監査システムを設置している場合には、与信事業者に対し、内部監査により、その機密管理対策がガイドラインに従って行われていることを確認すべきであると思います。

個人データが保管されている建物に立ち入る可能性があり、また、人的安全管理措置①において雇用契約又は委託契約に明示されなければならないとされる関係者はかなり広範囲に存在すると考えます。経産省は、この規定が、委託契約又は他の契約に基づく継続的な契約関係を有する職員のみにも適用されることを明確すべきです。

技術的安全管理措置⑦では、情報システムの作動を検証する際に、テストデータとして個人データを使用することが禁止されています。経産省では、与信事業者が情報システムの作動を検証するために、テストデータとして、同意を得た従業員の個人データを使用できるか否かを明らかにすべきです。

最後に、委託者の監督に関し(II.2(3)4))、ガイドラインには、委託者は、優越的な地位にある場合には、委託先に対して、不公平な義務を課してはならないことが記載されています。現時点において、与信事業者は、その委託先について責任を負い、その委託先に関しては義務を課することができない旨が記載されています。与信事業者が、引続き責任を負い、委託先が真剣に責任を履行することを確保する方法が制限を受けていることは現実的なことではありません。経産省は、与信事業者が「委託契約に含まれる事例」の実施と当該事例を実行することにより、受託者に対して課される責任について、いかにして双方のバランスを取るのかを明確にすべきです。

第三者に対する情報の提供(II.2(4)項)

ガイドライン案では、すべての第三者、共同パートナー、及び信用情報機関の会員について、第三者を個別に特定しなければなりません。(第三者の範囲又は種類の説明だけでは足りません。)。与信事業者が第三者に情報を提供したり、又は情報の共同使用に参加する場合には、その企業は、消費者に対して新たな通知を与える必要なしに、サービス提供者を変更する柔軟性を有していなければなりません。例としては、第三者であるサービス提供者が何らかの理由で事業を中止し、そのため、代替りのサービス提供者と同一のサービスを提供させる契約を結ぶ場合に、通知の要件が課されるべきではありません。与信事業者は、バックオフィス・サービスの提供を目的として第三者に情報を提供していることの開示は要求されるべきですが、かかるバックオフィス・サービスの提供のために利用を選択した第三者の具体的な名称を開示することは要求されるべきではありません。

我々はまた、経産省に対して、「個人信用情報機関についての消費者の理解を容易にするための措置」とは、具体的にはどのようなことなのかを明確にすることを求めます。【個人信用情報機関の示し方の例】で示されているとの理解でよいのか示して頂きたいと考えます。

漏洩事案への対応(II.2(3)項)

組織的安全管理措置の⑩について、経産省は、漏洩事案に対して適用される措置は、重大な漏洩が発生した場合にのみ適用されると明確にするべきです。

下記の修正をご提案させていただきます。

与信事業者等は、自己の取り扱うデータ(受託者が取り扱うものを含む)の重大な漏洩に係る二次被害の防止、類似の重大な事案の発生回避等の観点から以下のような適切な対応を行わなければならない。

- 事実関係を本人に速やかに通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。
- 可能な限り事実関係等を遅延なく公表するよう最大限努力すること。
- 事実関係、発生原因、対応策その他の漏えいに関する事項を可能な限り速やかに経済産業省に報告すること。

保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等

(II.2(5)項)

我々は、経産省に対して、開示等の求めをする者が本人又は代理人であることを確認するにあたっての、十分かつ適切な確認手続きの例をあげることを求めます。